

建設業法 70年

を超えて

県内各地では、現在、豊かな郷土作りに向け、住環境をはじめ、道路整備など、着々と進んでいます。

建設業法70年。次代に向け、安全で快適な住まいを創造する建設業許可業者の活躍にますます期待と注目が集まっています。

あかし

建設業許可は信頼の証

建設業法は昭和24年、「建設業の健全な発展を促進し、公共の福祉に寄与すること」を目的に施行され、後に幾度かの改編が行われ、昭和46年に「登録制度」から「許可制度」に移行し、70年を越えることとなりました。

建設業の許可は、建設工事を2つの一式工事業（土木一式工事業、建築一式工事業の2業種）と、27の専門工事業（大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、管、塗装、解体工事業など）の合計29種類（業種）に区分し、営業する業種ごとに建設業の許可が必要となります。

建設業を営もうとする者は、この法律に基づいて軽微な工事を請け負う者を除いて国土交通大臣か都道府県知事の許可を受けなければなりません。許可を受けるには専任技術者の設置や財産的基礎などが厳しくチェックされ、様々な要件を満たさなければなりません。

平成6年には建設業者の資質の向上と、建設業の許可の簡素化を目的

的に建設業法が一部改正。不良不適格業者の排除を目指し、許可要件や監督処分をより一層強化するとともに、経営事項審査や施工体制台帳の義務付け、監理技術者の責務を明らかにするなどの事項が盛り込まれています。許可の有効期間も、それまでの3年から5年に改められ、許可の更新の際の添付書類の一部が省略され、合理化が図られました。

その後、建築基準法等の一部改正が平成18年に施行されたことに伴い、建設業法も、建設工事の請負契約時の内容の追加、罰則の適正化を図るため、罰金額の水準を引き上げられるなど、一部改正が行われ、不良不適格業者の排除など、更に許可要件や監督処分が強化されました。

今後、様々なところで建設業は重要な役割を担い、その責務は一層、重要なものになっていきます。私達に安全で豊かな生活を提供し、郷土の発展を支える建設業許可業者の活躍が期待されています。

■工事施工依頼は
地元の信頼ある
許可業者に

広告

建築工事・設備工事・内装工事
営繕清掃・光触媒コーティング

■県知事許可(般-02)第37214号

(株)ニッチプランニング

土浦市城北町7-3

TEL 029-824-3510